

第9回政策評価審議会（第12回政策評価制度部会との合同）議事要旨

1. 日 時 平成29年7月21日(金)15時30分から17時30分

2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 第3特別会議室

3. 出席者

(委員)

岡素之会長、森田朗会長代理（政策評価制度部会長）、牛尾陽子委員（政策評価制度部会長代理）、薄井充裕委員、田中弥生委員、田淵雪子委員、松浦正敬委員、白石小百合臨時委員、田辺国昭臨時委員、小野達也専門委員、加藤浩徳専門委員、岸本充生専門委員、堀田聰子専門委員

(総務省)

若生総務審議官、讃岐行政評価局長、吉開官房審議官、泉官房審議官、菅原総務課長、長瀬企画課長、大槻政策評価課長、高橋企画課企画官、飯塚客観性担保評価推進室長

4. 議 題

- 1 政策評価の基本方針の一部変更及び規制の事前評価の実施に関するガイドラインの一部改正について
- 2 政策評価制度部会における取組状況について
- 3 政策評価制度に関する諸状況について
- 4 行政評価局調査について

5. 資 料

- 資料1 政策評価審議会名簿、政策評価制度部会名簿、各ワーキング・グループ名簿
- 資料2-1 政策評価に関する基本方針の一部変更及び規制の事前評価の実施に関するガイドラインの一部改正について（諮問）
- 資料2-2 政策評価に関する基本方針の一部変更案
- 資料2-3 規制の事前評価の実施に関するガイドラインの一部改正案
- 資料2-4 政策評価に関する基本方針の一部変更等に係る諮問の概要
- 資料2-5 政策評価に関する基本方針の一部変更及び規制の事前評価の実施に関するガイドラインの一部改正について（答申）（案）
- 資料3 政策評価制度部会における取組状況

- 資料4 証拠に基づく政策立案（EBPM）推進の取組
- 資料5 行政評価局調査について
- 資料6 今後の審議日程
- 参考資料1 公共事業に係る政策評価の点検結果（平成28年度）（概要）
- 参考資料2 平成28年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（概要）
- 参考資料3-1 「平成29年度行政評価等プログラム」のポイント
- 参考資料3-2 平成29年度行政評価等プログラム

6. 会議経過

(1) 事務局から、政策評価の基本方針の一部変更及び規制の事前評価の実施に関するガイドラインの一部改正に係る政策評価審議会への諮問の内容について、資料2に沿って説明が行われた。その後、規制評価ワーキング・グループの田辺主査から補足説明があり、意見交換が行われた。

- ・ 改正の内容について、規制そのもののクオリティを向上させるものであり、非常に評価できるとの意見があった。
- ・ 今後の課題について、改正後の実施状況が重要であるので、規制評価ワーキング・グループにおいて注視に努力してほしいとの意見があった。
- ・ 上記に関連し、実効性のある制度として機能させてほしいとの意見があった。

(2) 事務局から、政策評価制度部会における取組状況について、資料3に沿って説明が行われた。

その後、目標管理型評価ワーキング・グループの森田主査、規制評価ワーキング・グループの田辺主査、公共事業評価ワーキング・グループの白石主査からそれぞれ補足説明があり、意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

(目標管理)

- ・ ロジックモデルについて、作成プロセスにおいて、想定されるステークホルダーと施策目的や論理について理解を共有する手段として位置付けることにより、更に価値のあるものとするのではないかと意見があった。本意見に対し、ロジックモデルのあるべき姿は御発言のとおりであり、そうした手段として機能することを期待しているが、現状は、各府省にロジックモデルの作成を定着させていく段階であるとの説明があった。

(3) 事務局から、政策評価制度に関する諸状況について、資料4に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 政策、施策、事務事業各段階に対応する EBPM の推進主体間の連携について、経済財政諮問会議、総務省行政評価局、行政改革推進本部においてそれぞれ取組を行うとのことだが、各主体の役割分担や検討対象に重複がないように、整

理が必要との意見があった。本意見に対し、事務局から、役割分担については、官民データ活用推進戦略会議の下に置かれる予定のEBPM推進委員会において、政府横断的に議論を行い、各取組について調整しながら進める予定であるとの説明があった。また、検討対象については、総務省が施策段階での取組を進めるに当たっては、重複を避けるため、政策段階である経済財政一体改革推進委員会のアクションプランや、事務事業段階である行政事業レビューを注視しながら進める予定であるとの説明があった。

- EBPM に用いる分析・点検手法について、統計的手法にそぐわない政策もあることを踏まえ、手法は分析対象ごとに柔軟に設定・選択されるべきであるとの意見があった。また、手法については、多様な選択肢が各府省に提示されるべきとの意見があった。本意見に対し、事務局から、既存の統計的手法だけでなく、行政評価局調査において利用してきた分析手法等も活用しつつ、関係者の納得が得られるようなEBPMの取組を進めていきたいとの説明があった。
- 「エビデンス」の定義解釈について、先端的政策においては、既存の政策とはエビデンスの質や量が異なることが想定されるので、あらかじめ、どういったものがエビデンスとなるか等について想定しておくことが有益ではないかとの意見があった。本意見に対し、事務局から、どういったものがエビデンスとなるか等について、エビデンスの収集が難しい事例も想定しつつ、諸外国の事例も参照しながら検討したいとの説明があった。
- 上記に関連して、エビデンスの説得性の強さにもレベルがあり、施策ごとに求められるものは異なるので、エビデンスのレベルと施策の重要度等について適切なバランスをとる必要があるとの意見があった。また、どのようなレベルのエビデンスを求めるかの検討にあたっては、現在の社会、政治、行政の状況や政策の実施主体の状況を勘案する必要があるとの意見があった。
- EBPMの定着を目指す理由は何かという意見があった。本意見に対し、事務局から、データの利活用が進む現代社会で、政策立案においても科学的合理的根拠に基づいて行うことの必要性が認識されてきたことが、現在、EBPMが議論されている理由であるとの説明があった。また、現状は、全政策について一律に分析対象とし、高いレベルのエビデンスを求めている段階ではなく、エビデンスに基づく政策立案の可能な分野や、データの利活用の可否を検討している段階であり、今後も御指摘をいただきながら議論を深めていきたいとの説明があった。
- 政策立案におけるエビデンスの活用について、政策立案の際、各当事者が自己の価値判断にかなった有利なデータを活用する可能性がある一方で、可能な限り客観的な統計データの作成・収集が必要との意見があった。また、EBPMは、各エビデンスをつなぐ論理の明確化を行うことであり、政策決定プロセスの透明化にも資する重要な取組であるとの意見があった。また、現状、高いレベルのエビデンスに基づく政策立案の実現は難しい上、各府省によるEBPMの取組を

総務省等が評価する際の視点も問われているという点で、エビデンスの活用の推進は簡単ではないとの意見があった。

- ・ 上記に関連し、エビデンスの解釈、捉え方は、立場によって異なることから、その背景にある問題意識などが共有されることが重要であるとの意見があった。また、EBPMの問題点として、政策実施の意思決定がデータの積み上げにより漸進的になりうるので、大きな方向性の転換を要するものなど、EBPMになじまない政策もあることを想定しておくべきとの意見があった。
- ・ 上記に関連し、EBPMの問題点について、国防・外交等の重大な国益にかなう政策について例外的に除外措置を検討する等、EBPMがなじまない政策を想定することが必要であるとの意見があった。本意見に対し、事務局から、EBPMの適用が必要かつ可能である分野を検討しつつ取組を進めていきたいとの説明があった。
- ・ 上記に関連し、各府省間における議論の蓄積を経た上でこれまで事前分析表が作成されており、外交等の分野でも、事例の蓄積を経てエビデンスに基づく分析の適用の可否について検討を行ってきており、こうした努力は無駄にすべきでないとの意見があった。
- ・ 「エビデンス」の定義解釈について、どこまでを「エビデンス」とすべきかについての議論を行うべきであるとの意見があった。

(4) 行政評価局調査について、現在の実施状況や今後の調査テーマの選定に向けた状況について、資料5に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 保護司の高齢化について、社会の基盤を支えてきた保護司や民生委員などの活動が難しくなってきたり、そうした人たちを調査の対象として取り上げることは、今後都市部で高齢化が進行することも併せ考えると、重要との意見があった。
- ・ 学校教員の負担について、部活動や保護者対応などで肝心の授業に時間が割けなくなっており、教員が行うべき仕事を明確にしなければならないとの意見があった。また、寄付を受けて市が管理している団地の調整池などの老朽化した施設の安全管理について、市の管理上の負担が大きく、問題となっているとの意見があった。
- ・ 罹災証明書の迅速な交付について、書式などの統一という観点だけでなく、素早く建物の損壊状況の認定を行い被災者を救うという観点が重要であり、「激甚災害への対策」といったより大きな課題として取り上げるべきとの意見があった。
- ・ マイナンバーカードによる住民票や印鑑登録証明書等のコンビニ交付に関して、そもそも住民票等の提出自体を不要とすべきと考えており、むしろ人口減少社会の中で行政の職員数も減っていくところであり、ICTを使った行政の効

率化という観点から調査をしてほしいとの意見があった。

- ・ 保護司の高齢化に関して、「保護司」など省庁の所管別に付与された名称ごとにではなく、地域を支える機能の観点から横串的に取組が進められるような調査をしてほしいとの意見があった。また、「地域作り」という観点からは、複数の省庁が類似の政策を進めている場合、それらが相互に効果的に資源を活用できているかという視点で調査を行ってもよいのではないかと意見があった。また、住民同士のライドシェアに関して、移動手段に限らずスキルやナレッジでもシェアリングが進むことを期待するが、それに伴って生じる問題について、評価局として調査していく必要があるとの意見があった。
- ・ 高齢者の見守りなどに関して、世帯の構成が分かりづらくなる「世帯分離」の進行により、不公平感や制度の運営に影響を及ぼしている可能性があるため、「世帯分離」の現状について調査を行ってもよいのではないかと意見があった。
- ・ 現地機関を使って情報を集めるという手法は有意義であるが、様々な個別の情報を括って調査テーマとするためには、個々の情報の構造を抽象化した上で、類型化するという作業が必要ではないかと意見があった。
- ・ 調査テーマ選定に向けた検討の方法について、現場での行政課題に関する情報を基に、関係するデータを示した上で、背景にある問題認識を共有することこそが、EBPM 実施の端緒であるとの意見があった。
- ・ 行政評価局調査の実施について、これまでの調査の蓄積を活かし、調査の切り口や効果的なアプローチを把握するためにメタ的な分析を行ってはどうかとの意見があった。また、行政上の問題が顕在化する前の段階で調査を実施することができるように、顕在化する前の問題の発見方法について探求してはどうかとの意見があった。

(5) 事務局から、今後の審議日程について、資料6に沿って説明が行われた。

以上

(文責：総務省行政評価局)